

山口市分別収集計画

【令和8年度～令和12年度】

山 口 市

山口市分別収集計画

令和7年6月

1 計画策定の意義

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造は豊かな生活をもたらした一方で、資源の枯渇や地球温暖化を招くなど、様々な環境問題を引き起こしてきました。そのため、環境負荷がより少ない循環型社会への構造転換が求められています。

本市においては、循環型社会形成に向けたごみの減量化や適正処理を図るため「山口市一般廃棄物処理基本計画」にて基本方針を示し、「みんなでつくる循環型のまち山口」の実現に向け、同計画に基づいた施策を展開しています。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」）に基づき、容器包装廃棄物や製品プラスチックの分別・リサイクルを推進するため、市民・事業者・行政の三者が協働して取り組むべき方針を示すものです。本計画の推進により、限りある資源を有効活用し、環境負荷の小さい循環型都市の構築が図られるものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとします。

(1) ごみ排出量の抑制

ごみの排出者である市民・事業者が、ごみの減量に対する理解と関心を深め、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）に自主的に取り組む社会づくりを推進します。

(2) 分別・リサイクルの推進

資源の再生利用（リサイクル）を推進するため、家庭・事業所における排出段階での徹底した分別を進めるとともに、効果的で効率的なリサイクルを推進します。

(3) ごみの適正処理の推進

環境負荷軽減に配慮したごみ処理を行うため、処理施設の適正な管理運営を行うとともに、施設の機能維持とライフサイクルコスト削減を踏まえた計画的な整備を推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度～令和12年度）とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他色）、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペッ

トボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	10,861	10,759	10,639	10,537	10,416
製品プラスチック	0	0	0	0	922

各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの区分別排出量の見込み

（単位：t）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器		292	290	286	284	280
アルミ製容器		585	579	573	567	561
ガラス製容器	無色びん	794	786	777	770	761
	茶色びん	627	621	614	608	601
	その他色びん	292	290	286	284	280
	小計	1,713	1,697	1,677	1,662	1,642
飲料用紙製容器		251	248	246	243	240
ダンボール		1,796	1,779	1,760	1,743	1,723
紙製容器包装		1,337	1,324	1,309	1,297	1,282
ペットボトル		1,044	1,035	1,023	1,013	1,002
プラスチック製容器包装		3,843	3,807	3,765	3,728	3,686
製品プラスチック		0	0	0	0	922
合計		10,861	10,759	10,639	10,537	11,338

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ります。

○ごみ減量化の啓発

ごみの減量化を進めていくためには、市民や事業所がリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）に加えて、リフューズ（使い捨て製品を断ること）にも自発的に取り組んでいく必要があります。リサイクルプラザを活動拠点としているボランティア団体「やまぐちエコ倶楽部」への委託事業（広報活動、各種講座・展示・イベントの開催等）や、市職員によるごみ分別出前講座においてごみ減量化の啓発を行います。ごみ処理の現場を見てもらうことで、ごみ減量への関心と理解を深める機会とするため、市民を対象にごみ処理施設の見学受入れを行います。将来を担う子どもたちへの環境教育として、小学4年生を対象とした環境副読本「あいらぶ山口」を各小学校に配布し、授業で活用します。

○分別ルールの周知

リサイクルを推進するためには、排出者によるごみの分別が必要不可欠のため、ごみの分別や排出方法について積極的に情報発信し、ごみ分別の推進を図ります。情報発信については、「ごみ収集カレンダー」を全戸配布するとともに、広報紙や市ウェブサイトなどの媒体を効果的に活用します。また、「山口市 LINE 公式アカウント」によるごみ検索機能、ごみ分別アプリ「さんあーる」、「ごみ情報ダイヤル」の周知を図るとともに、外国人や学生に対する効果的な周知方法について検討します。

事業者に対しては、「事業系ごみの分け方・出し方」を配布します。

○効果的・効率的なリサイクルの推進

ごみの分別基準やリサイクルする品目については、時代のニーズや費用対効果を踏まえた効果的で効率的なリサイクルへの見直しを検討します。

地域のボランティア団体が取り組まれている資源物の集団回収（つくし推進事業）について、支援の在り方を検討していきます。

事業者の自主回収などにより、民間での資源化ルートが確立されているものについては、市民への周知を積極的に行い、民間ルートの活用を図ります。

ペットボトルについて、半永久的にペットボトルへ繰り返しリサイクルされる水平リサイクルを推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の収集に係る区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	無色透明のびん 茶色のびん その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	プラスチック製品

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	107		107		107		107		107	
主としてアルミ製の容器	283		283		283		283		283	
無色のガラス製容器	567		557		547		537		527	
	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)
		567		557		547		537		527
茶色のガラス製容器	588		578		568		558		548	
	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)
		588		578		568		558		548
その他の色のガラス製容器	285		280		275		270		265	
	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)
	285		280		275		270		265	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	30		30		30		30		30	
主としてダンボール製の容器	1,254		1,254		1,254		1,254		1,254	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	222		222		222		222		222	
	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)
		222		222		222		222		222
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	449		449		449		449		449	
	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)
	349	100	349	100	349	100	349	100	349	100
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,527		1,527		1,527		1,527		1,527	
	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)
	1,527		1,527		1,527		1,527		1,527	
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	0		0		0		0		458	
	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)	(容リ協)	(独自)
									458	
合計	5,312		5,287		5,262		5,237		5,670	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチック（以下「特定分別基準適合物等」という。）の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に近年の収集実績の推移と人口予測を加味して算定しました。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、缶、びん（茶色）、紙パック、ダンボールについては、引き続き市民団体や子ども会等による集団回収を実施することとします。

収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	直営又は委託	直営
	集団回収	民間業者
無色透明のびん	直営又は委託	直営
茶色のびん	直営又は委託	直営
	集団回収	民間業者
その他の色のびん	直営又は委託	直営
紙パック	直営又は委託	民間業者
	集団回収	民間業者
ダンボール	直営又は委託	民間業者
	集団回収	民間業者
紙製容器包装	直営又は委託	直営
ペットボトル	直営又は委託	直営
プラスチック製容器包装	直営又は委託	直営
プラスチック製品	直営又は委託	直営

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

処理施設の管理については、国が定める維持管理基準に基づき、環境負荷軽減に配慮した適正な運営を行います。施設の機能が維持されるよう設備等の適切な維持管理を行うとともに、施設の建設から稼働、廃止に至るまでのライフサイクルコストの削減を踏まえて、施設の長寿命化や更新などの計画的な整備を実施します。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶 アルミ缶	缶	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 阿東クリーンセンター
無色のびん	無色透明のびん	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
茶色のびん	茶色のびん	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
その他のびん	その他の色の びん	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
紙パック	紙パック	紙ひもで結束、 プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	民間業者
ダンボール	ダンボール	紙ひもで結束、 プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	民間業者
その他の紙製容 器包装	紙製容器包装	紙ひもで結束 又は紙袋、プラ スチックコン テナ	パッカー車 平ボディー車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ 小郡ストックヤード
その他のプラス チック製容器包 装	プラスチック製 容器包装	透明又は半透 明で中身の見 える袋	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ
製品プラスチッ ク	プラスチック製 品	透明又は半透 明で中身の見 える袋	パッカー車 平ボディー車	リサイクルプラザ

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

なし